

京都市桂川福祉ホーム条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第177号

京都市桂川福祉ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

京都市桂川福祉ホーム条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第5条」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第6条ただし書」を「第7条ただし書」に改め、
「の各号」を削る。

第4条中「第7条」を「第8条」に改める。

別記様式注以外の部分中「第4条」を「第5条」に、「又は学年」を「又は学校の
種類等」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)